# 事務事業評価シート

(平成24年度実施事業)

事務事業名	認定調査等事務事業					事業コ	ード	0495
所属コード	066000	課等名 介護		護高齢福祉課		係名	認定係	
課長名	藤井 優子	担当者名 熊谷 弘徳			内線番	号	3541	
評価分類	□ 一般 □ 2	公の施設		大規模公共事業		補助金		■内部管理

#### (1) 概要

総合計画	施策の柱	<b>施策の柱</b> いきいきとして安心できる暮らし				
体系	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4		
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2		
予算費目名	介護保険費	特別会計 1款 3項 2目 認定調査等事務(001-01)				
特記事項						
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 <b>開始年度</b>	12 年	度		
根拠法令等	介護保険法	第 27 条~第 39 条				

#### (2) 事務事業の概要

介護保険法に基づき、要介護又は要支援の認定のための訪問調査を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか) 介護保険法施行 (平成12年4月1日) に基づく介護保険制度の開始による。

## (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 18 年度に申請代行,調査委託の見直しが行われた。平成 20 年度から市が新規認定調査を直接行うことを義務付けられた。また,平成 21 年度に認定調査項目の変更(再編されるとともに絞り込まれ 82 項目から 74 項目へ)と要介護認定方法の見直しが行われ,併せて一次判定ソフトが変更された。

高齢化の進展に伴って認定者数が増え続けており、今後とも申請者数及び調査件数の増加が 見込まれる。

## (1) 対象 (誰が、何が対象か)

65 歳以上の市民(第1号被保険者)及び40歳以上65歳未満の市民(第2号被保険者)の市民のうち、要介護認定申請又は要支援認定の申請をした者(第2号被保険者については特定疾病に該当した者)。

## (2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		22 年度	23 年度	24 年度	24 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 延べ申請件数	件	13,158	12,535	12,635	12,404	14,500
В						
С						

# (3) 24 年度に実施した主な活動・手順

要介護認定又は要支援認定申請者に対する認定調査員(委託又は市直営)による訪問調査を行った。

# (4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		22 年度	23 年度	24 年度	24 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 調査件数	件	13,154	12,296	12,635	12,159	14,500
В						
С						

# (5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

対象者を訪問し、認定に必要な項目について家族等への聞き取りを含めて調査を行い、要介護認定又は要支援認定に係る判定のための基礎資料となる調査票を作成する。

# (6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

#V+#F75 D	性格	単位	22 年度	23 年度	24 年度	24 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 調査割合[調査件数/(延べ申請件数-	口上げる						
取下げ件数)]	口下げる	%	100	100	100	100	100
	■維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

## (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	57,345	53,559	49,910	52,408
	⑤その他( )	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	57,345	53,559	49,910	52,408
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	5,655	5,395	5,184	5,057
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	22,620	21,580	20,736	20,228
計	トータルコスト A+B	千円	79,965	75,139	70,646	72,636
備考						

備考

# 事務事業の評価(See)・・・・・・

- (1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)
  - ① 施策体系との整合性

高齢者等が必要な介護サービスを利用し,可能な限り自立した日常生活を送れるような介護 認定を行うための基礎となる認定調査であるので、施策の目的に結びついている。

- ② 市の関与の妥当性 法定事務である。
- ③ 対象の妥当性 法定事務である。
- ④ 廃止・休止の影響 法定事務である。

#### (2) 有効性評価 (成果の向上余地)

認定調査員の資質を一層向上することによって、成果向上が期待できる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

#### (4) 効率性評価

介護保険法に基づく事業であり、認定期間の延長に伴って年度間の申請件数等は増減があるも のの、高齢者人口が増加している現状から考えると、全体的に増加が見込まれる。新規の認定 申請に係る調査は、市の認定調査員が行うことを義務付けられていることもあり、削減するこ とは難しい。

4	事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	改革改善の方向性 適正・迅速な認定調査の実施を図る。
題	改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法 申請(調査)件数の増加に対応する人員の確保,調査員毎の判断のバラつきが,継続的な問題点として考えられる。これらについては,委託調査の拡充による体制の充実や,資質向上のとめに県主催の研修会を積極的に活用することで克服を図っていくこととする。
5	課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	今後の方向性 □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない) ■ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む) □ 終了・廃止・休止

# (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

介護保険法に基づく事務であることから、継続する必要がある。適正・迅速な認定調査を実施するため、認定調査の個人委託を進めるとともに、調査員の研修機会の充実等により、調査員の資質、及び認定調査の精度の向上を図る。